

南京日本語補習授業校規則

南京日本語補習授業校運営委員会

2005年9月10日制定

2017年9月16日改訂

第1章 総則

第1条 (名称)

本校は、南京日本語補習授業校(以下 補習校)と称する。

第2条 (所在地)

補習校は、中華人民共和国江蘇省南京市仙林大学城南京国際学校に置く。

第3条 (目的)

補習校は、南京日本商工クラブに加入している邦人子女を対象に、日本語の習得を目的として、幼児教育、初等教育および前期中等教育の補習授業を行う。商工クラブへの加入は個人でも可とし、原則親の一人以上が日本国籍を持ち、且つ将来的には日本定住を予定している者を対象とする。各生徒の入学可否判断は、後述の運営委員会が行う。

第4条 (設立)

補習校は、第3条の目的を達成するために南京日本商工クラブの総意により設立された学校である。

第5条 (認定)

補習校は私設学校である。

第2章 管理運営

第6条 (管理運営)

1. 補習校の管理運営は、第3条の目的を達成するため、南京日本語補習授業校運営委員会(以下 運営委員会)がこれを行う。
2. 運営委員会及び運営委員会に関する事項は、南京日本語補習授業校運営委員会規則(以下 運営委員会規則)に定める。

第7条 (財務)

1. 補習校運営の財源は、入学金・授業料・寄付金及びその他の収入によってこれに充てる。
2. 財務及び財務に関する事項は運営委員会規則に定める。

第3章 就学

第8条 (編成及び就学年限)

1. 補習校は第3条の目的を達成するため、幼児教育においては幼児学級、初等教育においては初等学級、中等教育においては中等学級を持って編成する。
2. 就学年限は、幼児教育は3年、初等教育は6年、中等教育は3年とする。

第9条 (就学に関する事項)

第8条に定めたことの他に必要な就学に関する事項は、南京日本語補習授業校管理規則に定める。

第4章 職員

第10条 (職員)

1. 次の者を学校職員として学校に置く。
校長、教員、必要に応じその他の職員を置く。
2. 1項の職員は運営委員会が委任した者とする。
3. 1項の職員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

第11条 (職員の服務)

職員の服務及び服務に関する事項は別に定める。

第5章 改正

第12条(改正)

この規則の改正は運営委員会の承認を得なければならない。

改廃日	改廃箇所	旧	新	改廃理由
2013/07/01	第1章第3条	の邦人子女を主たる対象に	に加入している法人子女を対象に	明確化
2013/07/01	第1章第3条	無し	商工クラブへの加入は～	明確化
2013/07/01	第3章第8条	前期中等教育	中等教育	明確化
2013/07/01	第4章第10条	事務員、その他の職員	必要に応じその他の職員を置く。	現状に合わせる
2017/09/16	第1章第3条	親の一人以上が日本国籍を持ち	原則親の一人以上が日本国籍を持ち	現状に合わせる
2017/09/16	第1章第3条		各生徒の入学可否判断は、後述の運営委員会が行う。	運営委員会役割の明確化